

## 令和5年度高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症 への対応についてQ & A

**Q 1** 健康状態チェックリストのA欄の発熱の基準が、「38.0度以上」になるなど、  
チェック項目が変更されたのは、なぜか。

A 1 大学入学共通テストで使用される健康状態チェックリストでのチェック項目が令和  
4年度入試のものから今回の様式に変更されたため、それに合わせたためである。

**Q 2** 試験当日、検温結果が38.0度であったとして、それが平熱の場合は受験できる  
のか。

A 2 まれなケースとは思われるが、平熱が38.0度程度であれば、「発熱」とは言わ  
ないので、健康状態チェックリストのA欄の最上段は「いいえ」となる。チェックリ  
ストの他の項目におけるチェックでも受験できる条件を満たせば、受験できる。

**Q 3** 「発熱・咳等の症状があるが、受験可能となる者」とは、具体的にどのような者  
か。

A 3 健康状態チェックリストのA欄がすべて「いいえ」であり、B欄で「はい」が1つ  
であるような受験生が該当する。

**Q 4** 前期・連携型選抜や追検査等を感染症拡大防止の観点から受験できないこととされ  
た受験生が、新型コロナ対応選抜第1日程を希望せず、前期・連携型選抜出願校と同  
じ高校または他の高校の後期選抜を受験できるのか。

A 4 定員が空いていれば可能である。

実施要綱での定めにより、対象となる受験生が追検査等への出願手続を行わなけれ  
ば、自動的に新型コロナ対応選抜第1日程への出願資格を失うが、その場合も中学校  
と高校との間で十分に連絡をとっていただきたい。

**Q 5** 感染症拡大防止の観点から、特色検査で留意すべきことは何か。

A 5 健康状態チェックリストで問題が無い受験生へは、感染拡大防止策を行った上で特  
色検査の実施が可能である。

「受験可能な濃厚接触者」の特色検査については、感染リスクの高い内容の場合は  
実施を控え、感染リスクの低い内容とする等、代替案を講じる工夫が求められる。

**Q 6** 追検査等（3月9日、10日）の開始前又は途中で体調不良を申し出た者の対応を  
どうするのか。

A 6 健康状態チェックリストに基づき受験できない状態と判断された場合は、選抜を中  
止し、意思連絡書（特例様式5号）を提出することになる。

**Q7 受験生の健康状況（新型コロナウイルス感染症に感染した場合など）について、中学校長が事前に志願先高等学校長に連絡する必要がある場合、連絡する時間帯はどのようなになるのか。**

A7 午前9時から午後4時までとするが、当日の朝も含め、緊急の場合はこの限りではない。

**Q8 新型コロナ対応選抜第2日程は、出願期間が1日のみであるが、中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者や、県外等からの出願について、その手続きをどのように想定すればよいか。**

A8 出願手続きを郵送で行うことは困難であると思われるため、持参による出願と、その場での受験票の交付となることが想定される。

なお、高校へ出願書類を直接提出する受験生（「中学校卒業後及び卒業見込みの者」以外の受験生）へは、第2日程受験許可証兼受験票（様式特例4号）の余白に、受験生の緊急連絡先電話番号を記載させるようにしていただきたい。

**Q9 着用するマスクは、無地であれば問題ないか。**

A9 受験生、試験監督者等ともに、学力検査等を実施する上で不正が疑われるようなデザイン又は印字がなければ、とくに指定しない。ロゴのようなワンポイントのデザインは、着用するマスクとして差し支えない。

なお、着用するマスクの素材は、不織布のものを推奨する。

**Q10 受験生から体調不良の申し出がない場合でも、明らかに激しい咳をしているといった受験生がいる場合は、どうすればよいか。**

A10 「途中で体調不良を申し出た者」への対応と同様とする。

保健室へ移動させた上で健康状態チェックリストの記入を行わせ、試験の中止または別室での継続を判断することとなる。

（今回の通知「4 新型コロナウイルス感染症に対応した入学者選抜実施上の留意事項」の「(2) 検査当日の対応」②イ）

**Q11 令和4年度県立高校入試では、陰性が確認できた無症状の濃厚接触者が、自ら事情を説明した上で予約したタクシー等を利用するのであれば、受験できることとなっていたが、この対応は令和5年度県立高校入試でも適用されるのか。**

A11 このことについては、次のとおりとする。

無症状の濃厚接触者が、以下の条件等のもと利用するタクシー、ハイヤー等については、「公共交通機関」には含めないこととする。

(1) 業界団体が策定した感染対策ガイドライン等に基づき、感染対策を講じている車両等を利用すること。

(2) 利用車両等が特定できるよう、濃厚接触者であるが、PCR検査や抗原定性検査キットによる検査結果が陰性で、無症状であることを告げた上で、予約を行い、他の乗客と乗り合わせせずに利用すること（流しのタクシーは利用しないこと）。